

中央区まちかど展示館公式フェイスブック運用要領

(目的)

第1条 この要領は、中央区まちかど展示館運営協議会（以下「協議会」という。）がフェイスブック（Facebook）の公式フェイスブックページ（以下「公式ページ」という。）を、区民等への情報発信媒体として運用するために、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、次に定めるところによる。

- (1) 公式ページ 協議会が設置・運用するユーザー名から発信するフェイスブックページ
- (2) アカウント フェイスブックを設置・運用するために取得した権利及びユーザー名
- (3) シェア 自分の近況や撮った写真、お気に入りのサイト等を他のアカウントと共有することができる機能
- (4) 「いいね」機能 他アカウント又はページの内容に対し、肯定的な意思を表示し、自らのアカウントとつながりを持つことができる機能
- (5) 「ハッシュタグ (#)」 投稿内のトピックや語句が、クリック可能なリンクとなり、利用者が興味や関心を持っている内容の投稿を見つけやすくする機能

(運営主体)

第3条 公式ページの運営主体は中央区まちかど展示館運営協議会事務局（以下「事務局」という。）とし、アカウントの管理、情報の発信は事務局が行う。

2 公式ページを運営するに当たって、情報の作成、発信、更新の決定及び公式ページ管理者の選定は、事務局次長が行うこととし、公式ページ管理者は、情報の作成、発信、更新に係る事務を行う。

3 ユーザー名は、**chuoku.machikadotenjikan** とする。

(アカウント運用者の明示)

第4条 事務局は、なりすましによる誤情報の流布を防ぐために、運営主体としてフェイスブックのユーザー名を、中央区まちかど展示館ホームページ（以下「公式ホームページ」という。）上に明示する。

(アカウント運用主体、発信内容等の明示)

第5条 事務局は、この運用要領で定めるアカウントの運営主体及び発信する内容、発信方法等について、公式ページ内に明示する。

(掲載内容)

第6条 公式ページでは、次に掲げるものを掲載する。

- (1) 公式ホームページに掲載されている各展示館の基本情報
- (2) 公式ホームページで発信した各展示館及び協議会が実施するイベントの速報
- (3) 前2号に掲げるもののほか、事務局次長が認めるもの

(ハッシュタグの活用)

第7条 多くの利用者へ発信するために、関連する語句をハッシュタグとして投稿に取り

入れる。

(他のフェイスブックページへのコメント等)

第8条 公式ページでは、協議会以外のフェイスブックページやアカウントの投稿に対してのコメントは行わない。ただし、事務局の投稿に関する質問及び意見については、この限りではない。

(他のフェイスブックページ等に対するシェア及び「いいね」機能の使用)

第9条 公式ページでは、情報発信に効果的とされる機能を活用するため、展示館以外のフェイスブックページやアカウントに関するシェア及び「いいね」機能を使用する。

(投稿の削除)

第10条 他のユーザーによる次に定める投稿を禁止し、事務局次長は予告なく削除することができる。

- (1) 法令等に違反する内容又は違反するおそれがある内容
- (2) 特定の個人・団体等を誹謗中傷するもの
- (3) 政治、宗教活動を目的とするもの
- (4) 著作権、商標権、肖像権など、協議会又は第三者の知的所有権を侵害するもの
- (5) 広告、宣伝、勧誘、営業活動、その他営利を目的とするもの
- (6) 人種・思想・信条等の差別又は差別を助長させるもの
- (7) 公の秩序又は善良の風俗に反する内容
- (8) 虚偽や事実と異なる内容及び単なる噂や噂を助長させるもの
- (9) 本人の承諾なく個人情報を特定・開示・漏えいする等、プライバシーを害するもの
- (10) 有害なプログラム等
- (11) わいせつな表現などを含む不適切なもの
- (12) その他、協議会が不適切と判断した情報及びこれらの内容を含むホームページ等へのリンク

(その他)

第11条 その他、この運用要領の実施について必要な事項は、事務局次長が別に定める。

附 則

この要領は、平成28年12月1日から施行する。